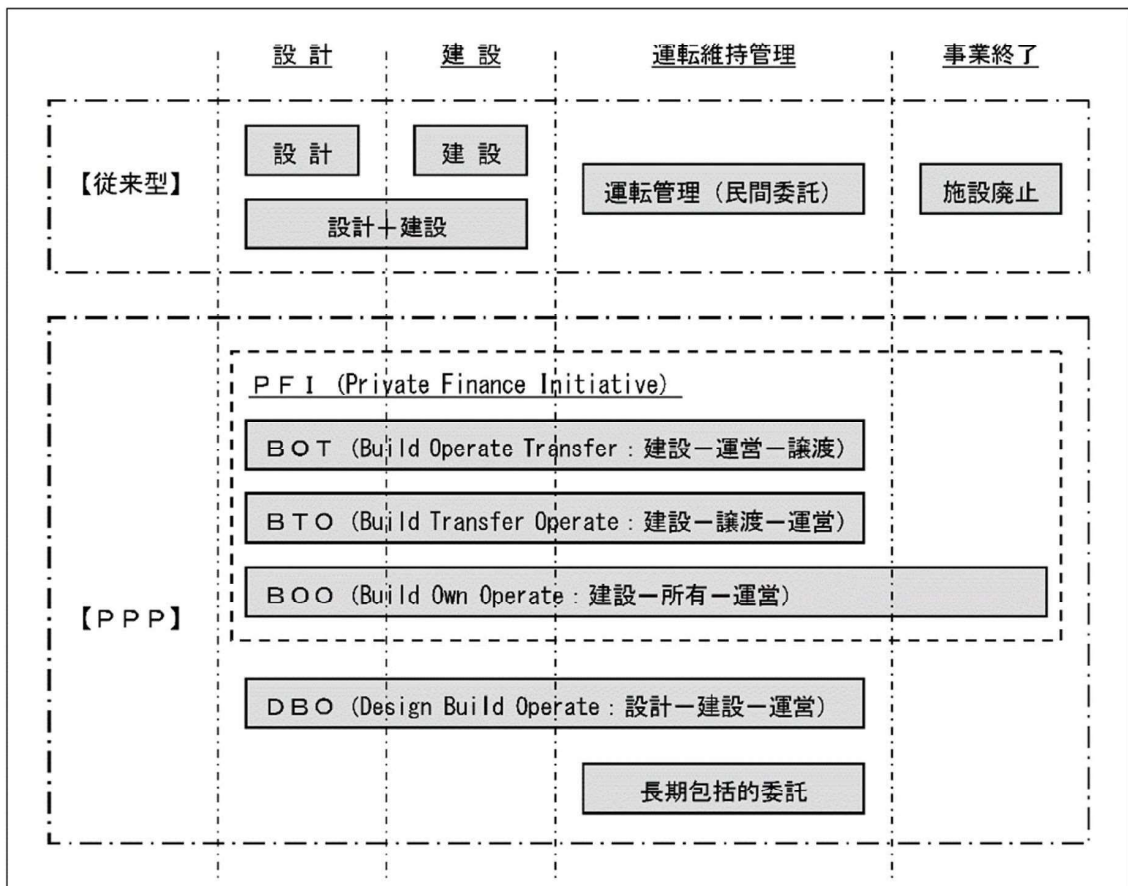


焼却施設管理運営方式について

1. 廃棄物施設における事業方式について

廃棄物処理施設における主な事業方式は下表のとおりである。

従来のごみ処理施設の管理運営は、直営もしくは民間に委託するのが一般的であったが、近年はPPPという公共サービスに市場メカニズムを導入し、公共と民間とが共同して公共サービスの効率化・高質化を図る新しい官民協力の形態による事業手法が増えている。PFI推進法は平成11年施行、長期包括的委託は平成15年頃から導入開始されており、近年ではDBO方式の採用が多くなっている。



	長期包括的委託 ～性能発注による民間委託～	従来型委託 ～仕様書発注による民間委託～
民間企業の役割	<u>管理運営の主体者</u> 契約条件である廃棄物を受入れ、指定された水準に基づき処理する一連の業務を提供	<u>地方公共団体の補助者</u> 施設の運転方法・人員配置など仕様書に記載された内容を満足するための役務を提供
委託業務の範囲	<u>包括的委託</u> 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検・補修業務、敷地内管理業務、物品管理業務等	<u>限定的委託</u> 施設の運転管理業務、清掃業務などの仕様書に規定された業務
契約年数	<u>長期</u> （複数年数）	<u>短期</u> （単年度が一般的）
委託業務遂行における民間の自由度	<u>大きな自由度</u> 性能を発揮している限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則	<u>限定的</u> 委託費用の積算または仕様書で定められた人員等の確保が求められる
契約に基づく責任分担	<u>明確に規定</u> 計画範囲内にある廃棄物を受入れた場合、責任をもって契約に定める水準に基づいて処理する責任がある	<u>契約上は明確な規定はない</u> 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、責任は地方公共団体にある

2. 道内の焼却施設における契約状況及び評価

下記の内容についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施

1) 焼却施設運営事業の契約状況

- 道内の全連続運転方式の焼却施設：21 施設
- 現在、長期包括契約を採用している施設は 21 施設中 8 施設
- 従来型委託契約を採用している 3 施設は新施設整備に合わせ DBO 方式または長期包括を採用予定（札幌市駒岡清掃工場（DBO で契約済）、函館市日乃出清掃工場、道央廃棄物処理組合）
- 供用開始年度が新しいほど長期包括を採用している傾向がある。
 - 供用開始 15 年以内 5 施設中 4 施設
 - 供用開始 10 年以内 2 施設中 2 施設

2) 現委託方式の評価

①従来型委託方式の評価

- 評価を実施していない。
- 運転管理受託者における用役費のコスト削減意識が低い。

②長期包括契約の評価

- 費用面でのメリットがあった。
- 緊急的な修繕等についての対応が可能となった。

3. 従来型委託と長期包括における事業費イメージ

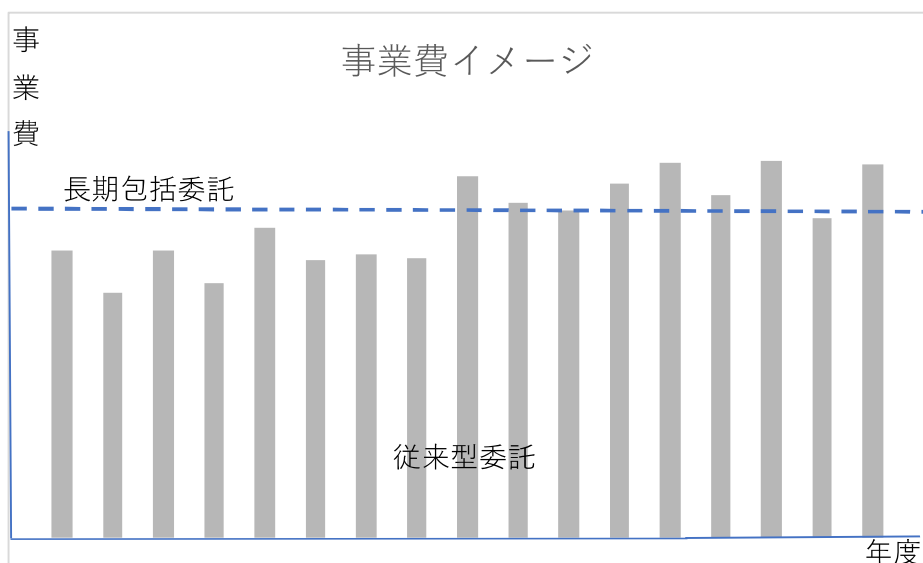
(1) 供用経過年数による全体事業費の推移イメージ

① 従来型委託の場合

- 年度によって機械設備の点検整備項目が変わることや施設の供用年数が経過するほど機械設備の更新整備が多くなり、年数が経過するほど費用が大きくなる傾向がある。
- 物価上昇により人件費は上昇傾向となる。
- 当初計画にない機械設備の補修や更新が必要になる場合がある。

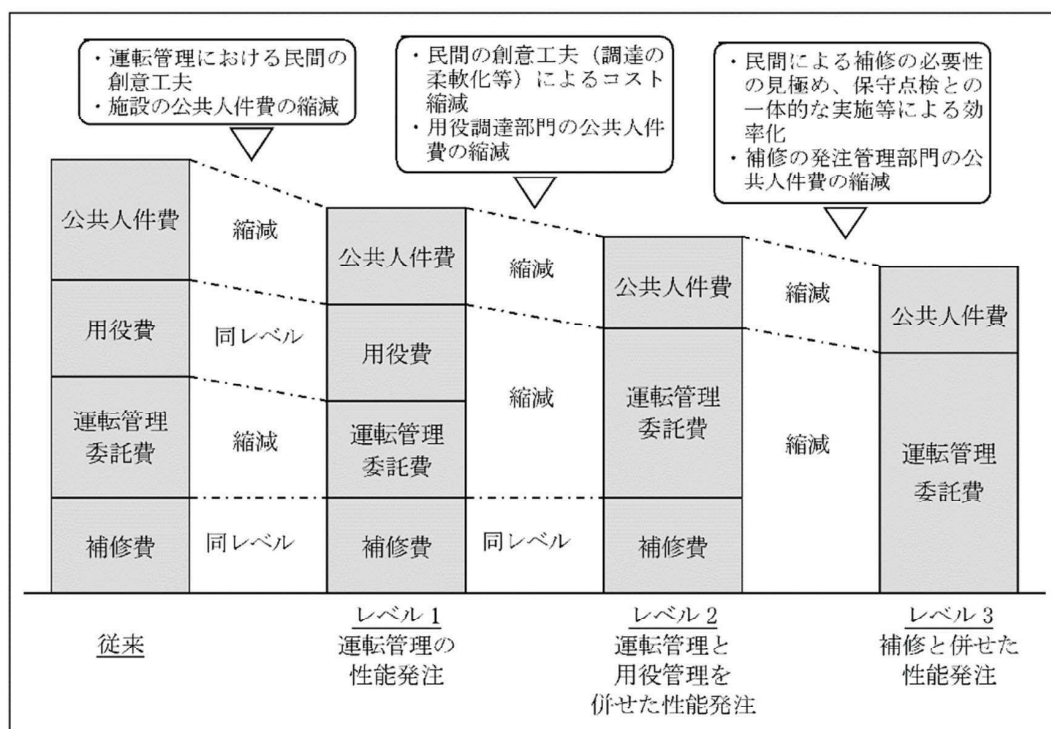
② 長期包括契約の場合

- 運営期間全体の事業費を平準化することが可能となる。
- 契約内容によって、機械設備の補修も含めることも可能である。



(2) 長期包括委託の範囲とコスト縮減のイメージ

- ・ 包括する範囲を広げた方が民間の技術力や創意工夫によりコスト縮減が大きくなる。
- ・ H28 に市が実施した市場調査では 5～10% 程度のコスト縮減が可能との回答があった。



費目	項目	内容
用役費	電気料	施設内の電気料
	水道料	施設内の水道料
	通信料	施設内の電話料、インターネット接続料
	薬剤費	薬剤購入費
	燃料費	重油購入費
	消耗品費	事務用品等購入費
	油脂費	グリース等購入費
運転管理費	運転管理委託	運転、計量、ごみ搬入監視、切断作業、環境測定、施設清掃、除雪、草刈り
補修費	点検整備	点検整備（炉内清掃、消耗品交換含む）、法定点検（消防設備、受水槽）
	修繕費	建物及び機械設備における修繕

4. 今後の事業方式、スケジュールについて

1) 事業方式

- 瑕疵担保期間が終了する令和4年度までは、大きな修繕等が発生する可能性が低く、瑕疵担保による年次点検等の実施により点検整備費用が抑えられることから、従来型委託方式を継続する。
- 瑕疵担保期間終了後の令和5年度以降は、費用の平準化、コスト縮減による財政的メリットがあるほか、施設の予防的保全により施設の安定的な運営が図られることから長期包括契約へ移行する。
- 長期包括契約における契約年数、契約内容等については検討を継続する。

2) 今後のスケジュールについて

	令和3年度				令和4年度				令和5年度
業務範囲・発注方式の検討	→								
業務アドバイザー契約					→				
要求水準書作成	→								
落札者決定基準作成		→							
基本協定書、事業契約書		→							
入札公告					→				
応募期間					→				
業者決定						→			
引継ぎ期間								→	

